



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ネパール・カトマンズ盆地における馬鈴薯作付け農地の季節賃貸借に関する実態分析
Author(s)	近藤, 巧; KONDO, Takumi; 杉山, 喜春 他
Citation	北海道大学農経論叢, 61, 1-15
Issue Date	2005-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/11270
Type	departmental bulletin paper
File Information	61_p1-15.pdf



ネパール・カトマンズ盆地における馬鈴薯作付け農地の 季節賃貸借に関する実態分析

近 藤 巧・杉 山 喜 春・松 井 梨 絵・長 南 史 男

An Analysis of Seasonal Agricultural Land Lease for Potato Cultivation in Kathmandu Valley

Takumi KONDO, Yoshiharu SUGIYAMA, Rie MATSUI and Fumio OSANAMI

Summary

Informal land transactions, particularly rental land markets for raising potato crops, are emerging in the rural Kathmandu basin of Nepal in response to the increasing number of part time farming groups (with the improvement in the education level of family members in farm households). The aim of this paper is to analyze informal land rental markets, particularly the type of farmer that leases land and the level of land lease based on farm surveys. The farmers who lease land have very small farmland or they hardly have their own agricultural land. Because they cannot secure non-agricultural jobs, they are forced to rent farmland to lease in to improve their incomes. On the other hand, those who lease out their land have stable jobs to earn enough income to support their families. Some of them live out of the village, because their bases of work are also out of the village. Even if they live in the village, they can earn a good income compared to farming, for example, from managing a shop etc. When they cannot carry on farming because of a lack of labor force, they tend to use the seasonal land rental markets to lease out land. The most common relationships between landlords and tenants are family or friends. Two types of informally arranged land rental contracts are used. The one is called *Adhya* and the other is called *Dhiba*. *Adya* is a crop-sharing arrangement and *Dhiba* is a cash rental. *Adhya* tenants pay some proportional amount of the paddy's total yield to landlords. *Dhiba* tenants pay a fixed amount of cash to landlords. Both types of rental rates are directly correlated with land quality, such as irrigation. The landlords can grow rice because they do not need so much labor to cultivate it as compared to potatoes. As potatoes are the highest labor intensive crops, the landlords cannot grow potatoes while they engage in non-farming income activities. This is the main reason for the appearance of seasonal land rent. This study also suggests that part-time farming groups are emerging because their farm land is leased out to marginal farmers and marginal farmers can improve their welfare by growing potatoes.

1. はじめに

カトマンズ盆地の中心部から東北東約15kmに位置するサク村は、ネワールと呼ばれる古くからカトマンズ盆地に住む民族によって構成されている村である。そこではサリナディ川の豊富な水資

源を利用し、灌漑区の上流部から中流部にかけて米-夏馬鈴薯-冬馬鈴薯の年3回の農地利用が行われている(註1)。

カトマンズ盆地に位置するサク村は、山岳地帯の農村と比較すればはるかに交通の便もよく、兼業機会に恵まれている。カトマンズの中心部に近

いこの村では、若年世代の教育水準の高まりとともに兼業化の進展が著しい（註2）。サク村のセントール、バジラヨギニ、プクラッチの3つのVDC（農村開発委員会：Village Development Committee）の就業構造に関する調査結果によれば、16歳から60歳までの年齢で農外就業者の割合は、男子62.5%、女子29.9%である（註3）。

兼業化の進展は、夏馬鈴薯、冬馬鈴薯の栽培のための農地賃貸借の契機ともなっている。兼業化の進展によって、非農業部門への労働力移動が生じる結果、今後この村では農地を貸し出す農家と借りる農家への分化が生じると考えられる。非農業部門での就業先を確保できない農家は農業部門に従事するしかない。とりわけ自作地のない農家にとって所得確保のためには農地の確保が不可欠である。

そこで本論文では、主として借地農家の視点からこの実態を明らかにすることを目的とする。具体的には農家調査を通じて、借地によって馬鈴薯生産を拡大してきた農家の特質を明らかにする。馬鈴薯耕作のための農地賃貸借において小作人と地主の契約はいかに取り交わされるのか、農地賃貸の地代水準、地代の支払い形態などを明らかにする。東南アジアを中心とした途上国における農地賃貸・小作制度の研究は、日本の研究者によって数多くなされている（註4）。既存研究では、主に刈分小作制度の経済的意義やその効率性などが明らかにされてきた。しかし、農地移動の実態に関する研究は数少ない。特に、ネパール・カトマンズ盆地においては、歴史的に幾多にも及ぶ農地制度の変遷を経て今日に至っており、現在生じている農地の賃貸もこの歴史の上に形成されてきたものである。農地賃貸借はどのような制度条件のもとで生じているのか、この一端を明らかにすると同時に馬鈴薯生産を拡大してきた農家の特徴を明らかにしたい。これは、言い換えれば馬鈴薯生産の担い手の特質を明らかにすることでもある。

以下、第1節では、ネパールにおける農地制度の概要を整理しつつ、農地賃貸借には大きく分けて、公式な農地移動（official）とそうでない農地移動の2つの種類があることを述べる。第2節では、借地農家の事例調査を通じて、馬鈴薯借地農家の特徴を明らかにする。事例分析として、上

流と下流の借地農家を取りあげてその実態を分析する。その理由は、水路上流部と下流部とでは馬鈴薯栽培の灌漑条件が異なっており、この違いが農地の賃貸借や地代水準に及ぼしているか分析できるからである。第3節では、借地農家の農業労働力の調達の実態についても述べる。借地による規模拡大に伴い、借地農家がいかに労働力を確保してきたのかを明らかにする。サク村の農家は、農業雇用労働力と結い・手間替えという独特の方法で労働力を調達している。本節では結い・手間替えの詳細について明らかにする。規模拡大を下支えするこの独特の労働力調達手段は無視できないからである。第4節はまとめである。

2. ネパールにおける農地制度の概要

現在サク村で生じている農地賃貸は大きく2つに区分される。第1は古くからの慣習として続いている伝統的小作である。1964年以前は、地主と小作人との間にはインフォーマルな合意でしか農地賃貸はされていなかった。その後、地籍調査が行われ農地改革法（Land Reform Act 1964）が施行された。これによって小作人と地主の双方に農地の所有権が認められることになった（註5）。これが、二重土地所有制（dual ownership）の端緒を開くことになった。事実上の地主と小作人の複数人での農地所有である。当時、地主と小作の農地所有配分比率は75対25に定められた。その後1997年の農地法改正によってこの農地所有配分は50対50に変更され、小作人の耕作権が強化された。これが現在の小作権の実体である。

しかし、その後1997年以降は、小作人と地主の双方に同時に土地所有権を認めることはなくなった。いわゆる二重土地所有制の廃止である。現在、生じている地主と小作との間で折半されている農地所有権は、1997年以前に生じたものである。1筆の農地に対して3世代に渡って地主と小作人の名前が不動産登記簿（Jagga Dhani Dartaa Sresta）に記載され、土地税事務所（Land Tax Office）に保管されている。

カトマンズ盆地内の伝統的小作制度の地代水準は、約米1ムリ／ロパニである。サク村における米の単収は約5～6ムリであるから土地に対する

分配率は17%になる。冬作については地代を支払う必要はなく、農家は小麦などの作物を自由に作付けることができる。厳密に言えば、政府が農地の豊度に応じて小作料を定めている。カトマンズ盆地内とヒル地帯とタライ地帯ではこの法定小作料水準は異なる。カトマンズ盆地内でアウルは1ムリ3パティ、ドゥエムは18パティ、シームは13パティ、チャールは9パティである（註6）（註7）。地主に地代を支払い続けていないと二重土地所有制の下での小作権は保証されない。そのため小作人は、地主への地代支払いの証拠を残すために簡易な領収証を発行してもらう。小作人は3年間の領収証を保管するのが通例となっている。

現在では伝統的小作を新たに結ぶ農家は存在しない。制度上、二重土地所有制が1997年に廃止されたためである。現在、存在している伝統的小作は1997年以前に生じたものであり、今日に至ってもそれが存続しているのである。

そのため、第2の農地賃貸借である季節レントが生ずることになる。地主が他の農家に農地の耕作を依頼するものである。この場合、地主と小作人の双方がお互い耕作条件に合意しさえすれば農地の賃貸契約が生ずることになる。この契約によって二重土地所有制下でみられたような小作権が発生することはない。

本論文でわれわれが調査対象としている馬鈴薯作付を目的として地主と小作の間に取引交わされる農地賃貸借は、第2の農地賃貸借であり、二重土地所有制下でのわずらわしい小作制度に一切に左右されることはない。しかも、馬鈴薯栽培の季節にだけ農地賃貸借が生ずるので、これを本論文では季節レント（seasonal land rent）と称することにする。それに対して二重土地所有制下にある農地賃貸借を伝統的小作（traditional land rent）と呼ぶことにする。

1997年二重土地所有の廃止以降、季節レントは増加傾向にあるが、サク村における全小作関係に占めるその割合は低いと推察される。松井〔12〕の調査結果によると、調査対象世帯191戸のうち伝統的小作農家は95戸であるのに対し、季節借地をしている農家は38戸であり、前者に比べてかなり少ないからである。

3. 馬鈴薯借地の現状

馬鈴薯の借地農家の現状について述べる前に、サク村の灌漑条件をはじめとする農地条件および調査地区の最近の変化を図1にしたがって整理しておこう。

図1の波線Aの南側と波線A'東側の領域の約80～90%がサク村在住農家の農地である。サク村在住のネワールが所有する農地といってよい。これらの農地は、標高約1,440mの地点の図1のIntakeからのサリナディ川の取水によって灌漑される。灌漑区の末端部の標高は1,300mでありその末端部は、北から南にかけて段丘をなしている。図1のIntakeを取水堰とする灌漑区は、およそ図1のYのラインまでである。灌漑区内の斜線表示の西側一帯は灌漑水を確保することが困難であり馬鈴薯栽培が不可能である。この区域は末端部まで水路が延びているものの、水不足で田植えが遅れるため、その後作である夏馬鈴薯の栽培適期を逸する。そのため斜線部の灌漑区の末端では水不足のために、馬鈴薯に代わって要水量の少ない作物である小麦が選択される。斜線の近くにあるG-1、G-2などの農地があるあたりは夜中の灌漑の末、ようやく水を確保できる灌漑可能な限界エリアである。また、図1の斜線を付した東側一帯は、バリ（Bhari）といわれる灌漑不可能な棚田である（註8）。

上述の灌漑条件を反映して、図1の斜線部の領域内で馬鈴薯生産のための農地の賃貸借が起こることはめったにない。灌漑条件が悪いため、収量減少のリスクが高く馬鈴薯生産のインセンティブはないからである。

Yの1段下のZまでのエリアは自然湧水を利用できるため馬鈴薯栽培が可能である。ただし、G-4の農地があるあたりは幹線水路が伸びておらず自然湧水もないので灌漑条件が悪くなる。Zより南側のより標高の低いサリナディ川北部の農地は灌漑条件がよい。Y線より標高が低い農地は早期に米の収穫を迎えることができ、夏馬鈴薯、冬馬鈴薯の栽培が可能である。この領域に農地をもつ馬鈴薯栽培農家は、10人程度の共同作業によってサリナディ川の数カ所に一時的に簡易取水堰を設ける。2004年11月4日、ストールVDCのこのエリアに農地を持つ農家が協力して簡易取

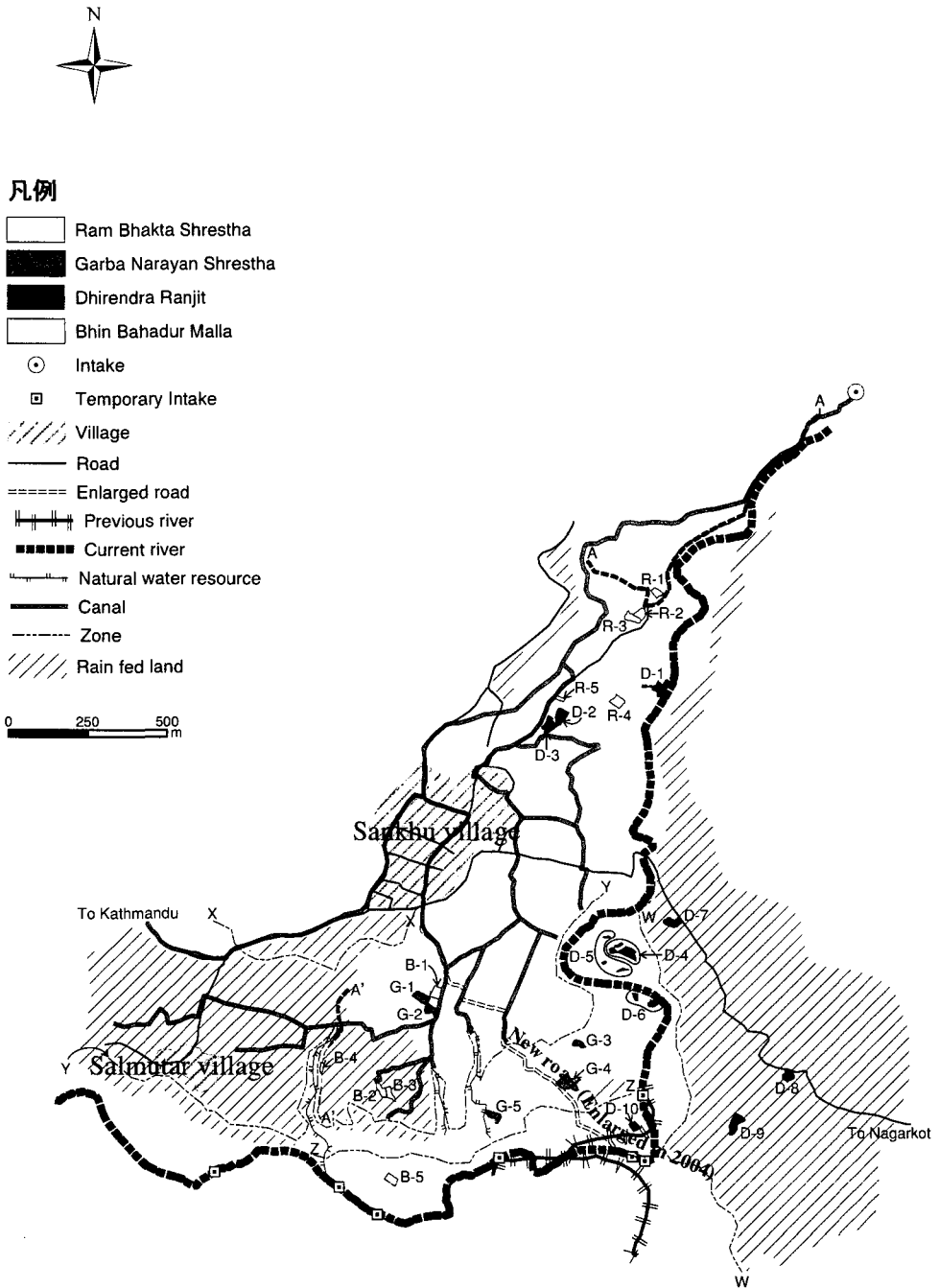


図1 調査対象農家の圃場の位置

水堰と水路を建設した。サリナディ川を土のうで堰き止め夏馬鈴薯耕地を灌漑する。土のうの高さは約60cmに達する。サリナディ川の流路は不安

定であり、約10年前と比較して数十メートル移動していることがわかる。川が移動するため簡易取水堰の設置場所も毎年場所が変わる（註9）。

最近農業との関わりの深いこの村の変化として、道路の幅員を拡張したことがあげられる。サク村のストール VDC は、2004年の2月から3月にかけて、馬鈴薯の輸送を容易にするために、図1に示すように道路を整備した。道路整備の財源は、カトマンズ地方事務所（Kathmandu District Office）からの Rs. 50万の交付金の一部を財源としている（註10）。昨年まで、この土地で収穫した馬鈴薯の運搬は人手に頼っていた。ストール VDC が、以前は人しか通行することができなかった幅員を、車両が通行できるように拡張したため馬鈴薯の輸送が容易になった。サリナディ川の河川敷一帯は、灌漑に加え物資輸送の利便性も高まり、馬鈴薯生産にとってより有利な条件が整いつつある。

サク村の大地主について簡単に述べておこう。聞き取り調査により、100ロパニ強を所有する数名の大地主の存在が明らかになった。サク村の耕作規模のモードが約4ロパニであるから、これらの地主はその数十倍もの規模である。さらに所有農地はサク村のみならず、ガーガルペディ、インドラヤニなどの近隣の村にまで及ぶ。また、大地主の現在の職業は、政府の要職に就いていたり、銀行業を営むものである。そして、これらの農地の耕作のほとんどが1997年以前から小作に出されており、その小作形態は伝統的小作、すなわち旧来の二重土地所有制下にある（註11）。一方、近年生じている季節レントの地主は彼ら大地主だけではない。これよりもはるかに規模の小さい農家が地主となっている。大地主の土地は主に伝統的小作制度にしたがって貸し出されているためである。

馬鈴薯栽培の農地賃貸借の実態を明らかにするために、4戸の農家を選定した。灌漑区の上流から1戸、下流から2戸、上流下流の両方のエリアで耕作している農家1戸である。灌漑条件と馬鈴薯栽培とは深く関わっているため、灌漑条件の相違が地代水準や農地賃貸の契約形態にいかなる影響を及ぼしているかを明らかにするためである。今回の調査は、借地馬鈴薯農家の特徴を明らかにするために定性分析を行ったものであり定量分析は行っていないことをあらかじめことわっておく。

1) 借地農家の概要

季節レントは、兼業化と馬鈴薯の導入によって発生した。いわば兼業農家の労働力不足によって生じたとみることができる。兼業機会の増加に伴って生じた農家労働力の減少と馬鈴薯の換金作物としての特性によって、これまで家族構成人数に対して農地不足だった農家が借地に踏み出したのである。表1の借地農家の現状をみることによってこの点を確認しよう。

借地農家はそもそも自作地がないか、たとえもっていたとしてもその規模は小さく、かつ土地条件が劣悪である。この典型的農家が、ディレンドラ・ランジット（Dhirendra Ranjit）の事例である。この農家には自作地が存在しない。全経営耕地面積25.5ロパニのすべてが借地である。そのうち7.5ロパニは1997年以前から生じている伝統的小作であり、地主との間の二重土地所有をいまだに引きずっている。伝統的小作の農地（D-7, D-8, D-9, D-10）のうちD-10を除くすべての農地は、バリであり灌漑不可能な農地である。馬鈴薯の栽培は不可能であるのみならず、小麦の収量も低い。D-7やD-9の小麦単収は1ロパニ当たり2～2.6ムリであり、他の農地の1ロパニ当たり4～5ムリの半分の水準である。D-9の土地条件は特に悪く、小作であるにもかかわらず乾季の小麦作を放棄している。より収益性の高い馬鈴薯部門に力を注ぐため、小麦栽培を放棄し馬鈴薯の栽培が可能な農地を借用したと考えることができる。

この傾向はビンバハドル・マラ（Bhim Bahadur Malla）についても見て取れる。彼の自作地（B-2, B-4）と伝統的小作地（B-3）はすべて馬鈴薯の栽培が不可能である。そのため米－小麦の作付体系を強いられる。それに対して、彼の季節借地（B-1, B-5）はすべて馬鈴薯栽培が可能な農地である。

上流部で定額地代を支払って借地したランパクト・シュレスタ（Ram Bhakta Shrestha）もほとんど自作地を所有していなかった。彼の場合、ごく最近になって両親から独立したが、いまだに農地を相続していないためである。表1に自作地と記載されているがこれは、3年前に購入したものである。彼によれば、妻と子供3人の家族規模

表1 農地賃貸借の概要

農地 番号	地 主 名	農地面積 (ロバニ)	Bhari or Khet	traditional or seasonal	作付体系	ロバニあたり作物収量				地代総額	稲わらの 享受 (Y or N)	耕起作業
						米 (ムリ)	夏馬鈴薯 (バケット)	冬馬鈴薯 (バケット)	小麦 (ムリ)			
Dhirendra Ranjit												
D-1	Kalsingh Bharat	3(2.7)	Khet	seasonal	Rice-SP-WP	3.3~3.7	8.3	13.3	—	米50%	N	—
D-2	Beku Narayan Shrestha	3	Khet	seasonal	(Rice)-SP-(WP)	—	15	—	—	N	N	冬馬鈴薯(トラクターレンタル料4h×Rs 170=Rs680)
D-3	Shushil Bashi	3	Khet	seasonal	Rice-SP-WP	4.3	10~11.7	16.7~18.3	—	米100%	Y	—
D-4	Beku Bahadur Ranjit	4.5	Khet	seasonal	Rice-SP-WP	4.4~4.9	10.7	13.3~15.6	—	米100%	N	—
D-5	Badri Narayan Ranjit	1.5	Khet	seasonal	Rice-SP-WP	4 ~ 4.7	NA	12~13.3	—	米100%	N	—
D-6	Pancha Kaki(Aunt)	3	Khet	seasonal	Rice-SP-WP	2.6	NA	13.3~14	—	N	N	—
D-7	Chandile Sware Shresta	1.5	Bhari	traditional	Rice-Wheat	4~4.7	—	—	4.7~6	米2ムリ2バティ	N	—
D-8	Shanu Shresta	1.5	Bhari	traditional	Rice-Wheat	4.7~6	—	—	4.7~6	米1.5ムリ	N	—
D-9	Shanu Shresta	3	Bhari	traditional	Rice	2	—	—	2	米15バティ	N	—
D-10	Shiba Ranjit	1.5	Khet	traditional	Rice-SP-WP	4.7~5.3	10.7	14.7~16.7	—	米10バティ	N	—
合計		25.5										
Bhim Bahadur Malla												
B-1	Shyam Krishna Shrestha	2	Khet	seasonal	(Rice)-SP-WP	5	5.8	5.8 6.8~9.7	—	小麦2ムリ	Y	稲作(トラクタ Rs 700 ~ 800or4人日労働)
B-2	自作地	1	Khet	—	Rice-Wheat	4.5	—	—	2	—	—	—
B-3	Shyam Krishna Shrestha	1ロバニ1アナ	Khet	traditional	Rice-Wheat	4.2	—	—	1.9	米19バティ	—	—
B-4	自作地	1	Khet	—	Rice-Wheat	2	—	—	1	—	—	—
B-5	Shyam Bahadur Shrestha	2	Khet	seasonal	(Rice)-SP-WP	—	6.8	15.5	—	Rs. 3000	Y	N
合計		7ロバニ1アナ										
Ram Bhakta Shrestha												
R-1	Ganeshman	1.5	Khet	seasonal	(Rice)-SP-WP	4.7	8.3	15.5	—	Rs1400	Y	N
R-2	Tulsi Das Shrestha	1.5	Khet	seasonal	(Rice)-SP-WP	—	9.1	14.2	—	Rs2250	Y	稲作
R-3	Bal Krishna Shrestha	1.5	Khet	seasonal	(Rice)-SP-WP	—	8.3~9.1	15.5	—	Rs1500	Y (Rs800)	N
R-4	Gauri Narayan Putuwar	2	Khet	seasonal	(Rice)-SP-WP	—	9.7~11.7	19.4	—	Rs3000	Y	N
R-5	自作地	0.5	Khet	—	Rice-SP-WP	3.4	7.4~7.8	14.8	—	—	—	—
合計		7										
Garba Narayan Shrestha												
G-1	Shree Bhakta Shrestha	2	Khet	seasonal	Rice-SP-WP	6	11~12.5	12.5~15	—	米50%	Y	—
G-2	Lal Bahadur Shrestha	1.5	Khet	seasonal	(Rice)-SP-WP	—	16.7	16.7	—	Rs1800	Y	N
G-3	自作地	14アナ	Khet	—	Rice-SP-Wheat	4.6	11.4	—	2	—	—	—
G-4	Satya Narayan Shrestha	3	Khet	seasonal	(Rice)-Wheat	—	—	11.7	NA	N	Y	稲作
G-5	自作地	1ロバニ1アナ	Khet	—	Rice-SP-WP	8.5	8.2	10	—	—	—	—
合計		8ロバニ7アナ										

- 註1) 1ムリ=60kg(米) 1バティ=2.5kg(米) 1kg=Rs. 15(米) 1ムリ=65~68kg(小麦) 1ムリ=Rs12~15(小麦) 1バケット=62kg(いも) 1バケット=Rs. 1=約¥1.51
- 註2) 1ロバニの耕地面積について、()内は馬鈴薯栽培に利用可能な土地の面積をあらわす。
- 註3) D-1の耕地面積について、()内は馬鈴薯栽培に利用可能な土地の面積をあらわす。
- 註4) 作付体系については今年度の作付で、夏馬鈴薯をSP、冬馬鈴薯をWPとし、()内は地主が作付していることを意味する。
- 註5) 実効地代の計算方法
実効地代は、支払っている現金に現物支払い分を足し、耕起、収穫作業を行っている分はその労賃も足し、地主から稲わらや肥料の提供を受けている場合は精米した正味分として0.7をかけ、1kg当たりRs. 15とした。馬鈴薯は1バケットを25.8ドルとして換算し、1ドル=Rs. 15とした。小麦は、1ムリ耕起作業は、トラクターを使用する場合はそのレンタル料と人件費を考慮して計算した。冬馬鈴薯の場合、トラクターレンタル料は1時間当たりRs. 170.3場合を参考にし、1ロバニ当たりRs. 94として計算した。
収穫作業は、1ロバニ当たり男性4人と女性2人で1日かかるとし、男性1人Rs. 130、女性1人Rs. 60として1ロバニ当たりRs. 640で計算した。
稲わらは、1ロバニ分をRs. 550として差し引いた。ただし、R-3のみ1.5ロバニ分でRs. 800を差し引いた。
- 註6) 分配率の計算方法
分配率は、ロバニあたり実効地代を小作人のロバニあたり収入で割ったものを100倍し、パーセントで表した。小作人の収入は、表の註1)で定義された単
- 註7) 作物収量は昨年のもの。ただしB-1の冬馬鈴薯収量は上段が昨年のもので、下段は例年のもの。またG-4の冬馬鈴薯収量は2年前のもの。
- 註8) Khetは灌漑可能な土地を、Bhariは灌漑不可能な土地のことを意味する。
- 註9) R-2の地主職業で、チュラとはネワールの伝統食のことで、米を蒸して乾燥させてから潰して平たくしたもの。
- 註10) 2004年ネパール、サク村農家調査による。

ネパール・カトマンズ盆地における馬鈴薯作付け農地の季節賃貸借に関する実態分析

収穫 作業	ロパニ あたり実効 地代(Rs.)	分配率 (%)	地主職業	親類 (Y or N)	借地の開始時期	貸借のきっかけ	灌溉 条件	備 考
—	1103	10.4	非農業従事	N	4年前	昔からの知人 相続争いでもめて土地が荒廃したため、 放置するよりは貸し出すことにした	○	7年間放置されて荒れた土地 小作人による土地整備を条件 に契約
N	253	4.2	店舗経営	N	5～6年前	D-3に隣接した土地 夏馬鈴薯の時期は店舗が忙しいが、店員 をしていた娘が嫁いで地主が店員をする ことになったため	○	
—	2120	15.8	店舗経営	N	約10年前	地主からの申し出 前の小作人より米の収量が多かったため	○	肥料費として Rs.180は地主 が負担
—	2940	23.1	妻と息子はカトマンズ 在住	Y	2年前	おじである地主が亡くなった 妻はカトマンズに住む息子の所へ引っ越 したため	○	地主が休憩時間の食事代金を 負担
—	2730	23.3	バクタプル在住	Y	昨年の冬	D-5に隣接した土地 以前は貸労働者を雇って自作していたが、 作業が大変なので地主から申し出た	○	地主が馬鈴薯の保管場所提供
—	0	0.0	地主、娘はサク在住 息子コンピューター関 係職でドバイ在住	Y	昨年の冬	昨年からは海外に行ったため、土地 の管理ができなくなり、親戚である小作 人に申し出た	○	川からの砂が入ってしまう 5年間契約
—	882	11.6	店舗経営	Y	昔から	おじ	×	
—	630	7.7	店舗経営	N	昔から	—	×	
—	105	4.3	店舗経営	N	昔から	—	×	昔は小麦も作付けしていた
—	168	1.3	衣類染色業 カトマンズ在住	Y	昔から	おじ	○	
米	1430	26.8	バスを所有 たまに運転	N	4年前	前の小作人が借入をやめたため、小作人 が地主に申し出た知人	○	地主に借地を申し出ている農 家は他にもいたが、知人であ る彼と小作契約を結んだ
—	—	—	—	—	—	—	×	
—	475	12.2	農家	N	昔から	昔からの地主	×	
—	—	—	—	—	—	—	×	
米	1590	18.4	無職であるが地代収入 で生活 サク在住	N	20年前から(最初は冬 いのみ、夏いもは17 年前から)	友人	○	
米	1023	11.1	店舗経営	Y	2年前	おじである地主が死亡し、息子たちは店 舗経営をしているため 地主が親戚である小作人に申し出た	○	
N	1881	20.9	チューラ製造	Y	1年前	昨年までは地主の父が耕作していたが、 できなくなったため	○	夏冬馬鈴薯1バケット支払う
N	467	5.0	学校校長	N	3年前	前の小作人が地代を支払わなかったため、 地主が小作人に申し出た知人	○	
N	950	8.2	大工	N	3年前～2年前	地主は馬鈴薯栽培のための資金繰りが困 難だったため 以前、この土地で小作をしたことがあった	○	2年前に購入し、現在は自作地 だったため
—	—	—	—	—	3年前	—	○	
—	1490	9.8	地主は公務員 息子店舗経営 地主の母のみサク在住	N	15年前	小作人が申し出て耕作することになった	○	夏冬馬鈴薯0.4バケット支払う
米	1290	10.0	精米業 息子店舗経営	N	2年前	知人	○	
—	—	—	—	—	昔から	—	×	
米	505	21.7	息子カトマンズ在住 娘3人サク在住	N	15年前	他に耕作を申し出る小作人がおらず、地 主に頼まれたため 近所に住む知人	△	2年前までは冬馬鈴薯 水条件が悪くなり今年から小麦栽培 自然湧水を利用
—	—	—	—	—	昔から	—	△	自然湧水を利用

25.8ドルニ(いも) 1ドルニ=2.4kg(いも) 1ドルニ=Rs.15(いも) ロパニ=16アナ 1ロパニ=0.057ha 1畠わら1ロパニ分の料金=Rs.550

合は、その金額を差し引いて計算した。

Rs.900で計算した。

ロパニ4時間の作業が必要とし、人件費は3時間当たりRs.60として計算した。稲作の場合、トラクターレンタル料は1ロパニ当たりRs.800、人件費は冬いもの

位、価格をもとにして、ロパニあたり作物収量から計算した。作物体系で示された地主が自作している作物は小作人収入から除いている。

を前提とし、年3作可能な条件のよい農地5ロパニを所有していれば生計を立てることが可能であるという。これが借地になると約10ロパニの農地が必要であるという。

以上みてきたように、小作農が農地賦存に恵まれない農家であったのに対して、地主の特徴はどうであろうか。

2) 地主の特徴

ディレンドラの事例によれば、表1の地主の職業欄に示したように、彼の地主のうち2戸は核となる労働力が存在しない。3戸は店などを経営しており、そちらに就業の重点を移している。さらに、D-4、D-5のように居住先がカトマンズ、バクタプールといった遠隔地である地主も見受けられる。農地面積が4.5ロパニのD-4は、灌漑条件に恵まれ、小作人が耕作する農地の中でもっとも耕作条件のよい土地である。後に地代水準についてふれるが、ロパニ当たりの実効地代が高い要因の一部はこのような土地条件にあると推察される。

他の地主についても店舗経営 (R-1, G-1, G-2)、学校の校長 (R-3)、バスの運転手 (B-1) など農業以外に安定した兼業先を確保している地主がほとんどである。

ガルバナラヤン・シュレスタ (Garba Narayan Shrestha) によれば、季節レントの地主は、農外部門に確固とした職を得ているため農業労働力が不在で、しかも灌漑条件の悪い下流部に農地をもつ人々が多いという。灌漑条件が悪い下流部には農業を営むことの機会費用の高い農家が多く、農地の出し手が顕在化しやすいと考えられる。

3) 地代の支払い形態

次に地代の支払い形態、借地の契約内容をみてみる。大まかに分類すると以下の3種類があり、農地の貸借条件は一律ではない。農地条件と農事に関する小作、地主双方の意向を考慮して農地貸借の契約がなされる (註12)。

①原則として稲作作業のすべてを小作が行い、収穫物のすべてを地主に納める。夏馬鈴薯、冬馬鈴薯についてはすべて小作の取り分となる (D-3, D-4, D-5)。

②原則として稲作作業のすべてを小作が行い、収穫物の半分を地主に納める。夏馬鈴薯、冬馬鈴薯についてはすべて小作の取り分となる (D-1, G-1)。

③地代として現金を支払って、夏馬鈴薯、冬馬鈴薯を耕作する。稲作は地主が行う。 (B-5, R-1, R-2, R-3, R-4, G-2)。

①の契約形態は数としてはそれほど多くはない。②の形態はアディア (*Adhya*) と呼ばれている。アディアはネワール語で刈分小作という意味である。地主と小作の取り分がそれぞれ半々である必要はなく、あくまで分けるという意味である。③の形態はデバ (*Dhiba*) と呼ばれている。デバはネワール語で現金 (*cash*) を意味する。デバの地代は、小作人が夏馬鈴薯と冬馬鈴薯の両方を栽培する場合、およそロパニ当たり約 Rs. 1500が相場である。ただし、この水準は上流部 R-1, R-2, R-3の土地に代表されるようになり灌漑条件のよい土地である。図1のY線近くの下流部の水路末端部では地代は Rs. 1000以下にまで低下する。ガルバナラヤンによれば、デバの契約で馬鈴薯を栽培する場合、下流部の小作人は、米を収穫し稲わらを自分のものとして現金 Rs. 500~800の地代を支払うことが通例であるという。上流と下流の灌漑条件の相違がこの要因であると推察される。

ただし、①、②、③のいずれの契約形態においてもバリエーションがあるため、それぞれの条件に応じて実効地代も変化する。実効地代は農作業の請負と稲わらの授受に依存して決まってくることになる。米の耕起作業と収穫作業、小麦播種のための耕起作業を小作が担うケースと地主が担うケースがあり、どちらが担うかは慣習として決まっていないからである。稲わらが小作人に帰属するかそれとも地主に帰属するかについても同様である。こうした条件を考慮して、単位面積当たりの地代を計算してみたのが表1のロパニ当たりの実効地代 (*effective rent*) である。稲わらは堆肥の原料として貴重な資源である。米の品種によって稲わらの価格が異なり、タイチュン種でロパニ当たり Rs. 500、モンシュリ種で Rs. 600である。表1の作付体系の記載列の括弧は地主が農作

業を行うことを示している。地主は括弧内の作物を栽培している期間は農地を貸し出さない。

実効地代は、小作から地主への支払いとしては現金、現物支払い、耕起作業コスト、収穫作業コスト、稲わらの授受を貨幣額に換算して評価した。米は精米換算するために粳米重量に0.7を乗じた。価格はRs.15/kgとした。馬鈴薯は1パッケージを25.8ダルニとし価格はRs.15/ダルニとした（註13）。耕起作業コストは、耕耘機を使用した場合はそのレンタル料と人件費の合計金額である。冬馬鈴薯の耕起作業の場合、耕耘機のレンタル料は1時間あたりRs.170、ロパニ当たり1.3時間の労働時間、人件費を1時間あたりRs.20とした。稲作の耕起作業は、耕耘機レンタル料は1ロパニ当たりRs.800、人件費は1ロパニ当たりRs.94とした。冬馬鈴薯の場合の人件費は、耕耘機レンタル料Rs.170あたりRs.20が必要であったため、その耕耘機レンタル料と人件費の比率を一定にして、稲作の場合の人件費は、耕耘機レンタル料Rs.800あたりRs.94と算出したからである。収穫作業コストは、1ロパニ当たり男性4人と女性2人で1日かかるとし、男性1人Rs.130、女性1人Rs.60として1ロパニ当たりRs.640で計算した。稲わらの価格は、Rs.550/ロパニとした小麦は、Rs.900/ムリで計算した。

表1に示すように、調査対象農家や農地ごとにロパニ当たり実効地代水準は異なる。伝統的小作と季節レントでは季節レントの地代水準が圧倒的に高い。D-6からD-10、B-3の伝統的小作の地代水準はRs.1000以下である。季節レントであるにもかかわらずD-6の地代がゼロである理由は、川から農地に砂が入り込むため、これを除去するための費用を考慮し、5年間は地代を支払わないという条件になっているからである。D-1は灌漑条件のよい土地であるが、長年放置されてきた荒れ地を小作人が整備したため、灌漑条件のよいD-4、D-5の農地と比較して地代が安い。D-2の農地の実効地代がRs.253と低いのは夏馬鈴薯の栽培だけに限定されているからである。

次に、地主自らが米だけを耕作する理由について考察を加えておこう。地主自らが米を栽培することが、馬鈴薯の季節レントが生ずる直接の原因となっている。これは、③のデバの契約形態が生

ずる要因に他ならない。地主がカトマンズやバクタプールに住んでいれば、稲作作業に従事することは不可能であるから1年間に渡って農地を貸し出すことになる。一方、地主がサク村で暮らすいわゆる在村地主の場合には、稲作に従事することは可能となる。このことは、ディレンドラのD-2の耕作事例からもうかがえる。これは、地主が稲作のみならず自ら冬馬鈴薯を栽培し、夏馬鈴薯のシーズンのみ農地を小作に出している例である。また、ランバクタのR-1、R-2、R-3、R-4の季節レントにおいても地主自らが稲作に従事している。

季節レントの地主が稲作を行う理由の第1は、米は主食であり、飯米を確保することにある。そのため、水田を所有している限り、米だけは自ら栽培し、夏馬鈴薯と冬馬鈴薯の栽培に農地を貸し出す傾向が強い。農家であるのに米を購入する後ろめたさがある。

第2に、稲作は、夏馬鈴薯、冬馬鈴薯と比較して労働粗放的であることによる。稲作－夏馬鈴薯－冬馬鈴薯の作付体系において、農作業がもっとも忙しい時期は、米の収穫から夏馬鈴薯の播種のための耕起と畝立てまでの一連の期間である。この作業時期は労働力調達がもっとも困難であるといわれている。水稻収穫後の水田の土は軟らかいので、耕耘機で耕すことはできないのである。これに対して、小麦や冬馬鈴薯のための耕起は乾季に行われるため耕耘機で可能である。この地域の下流部一帯の小麦のための耕起は耕耘機でなされる（註14）。

稲作の1ロパニの耕起は男性労働力1人で可能であるが、夏馬鈴薯の場合には耕起と畝立てで1ロパニ当たり男性3人、女性3人が必要である。夏馬鈴薯の栽培のため、男性は耕起と畝立作業に従事し、女性は荒起こしされた土をさらに細かく碎く。さらに2人の女性労働が種いもの植え付けにも必要である。モンスーン期の稲作に比べて灌漑水の確保も負担になる。夏馬鈴薯は10～11月上旬が栽培のまっただ中であり、この栽培期間中降水量はほとんどない。

夏馬鈴薯は冬馬鈴薯の栽培に比較して労働集約的であるのみならずリスクも高い。夏馬鈴薯は冬馬鈴薯に比べ病気が発生しやすいため病害虫のリ

スクが大きい。夏馬鈴薯栽培の難しさもこの点にある。夏馬鈴薯栽培農家は総計10～12回くらい農薬を散布する。これに対して冬馬鈴薯は約5回で済む。このことも農業労働力の賦存量の乏しい農家が夏馬鈴薯を栽培したがる要因である。そのため、夏馬鈴薯に比べ灌漑水の確保がより困難であるにもかかわらず、村の冬馬鈴薯の栽培面積は、夏馬鈴薯のそれよりも20%ほど増加する。

それに対し地主自らが稲作を行う場合、田植えを雇用労働力に依存し耕起作業や収穫作業を夏馬鈴薯の小作人に依頼するケースが多い。こうした農作業委託により、地主による稲作は何とか可能である。このケースは、B-1、R-2、G-4でみられる。その分配率は20%を超え、サク村における伝統的小作の平均的な分配率に比べて高率であり、①の米100%を支払う形態のD-3、D-4、D-5のケースと同程度である。地主の稲作耕作能力の低下につれて、以前は季節レントだった契約が、耕起作業や収穫作業の追加によって、通年の貸借契約へと変化してきているといえる。今後、地主の非農業就業や村外への移住が進み、農業労働力不足が進めば、このような変化はさらに促進されるであろう。つまり、小作人が耕作できる期間が夏・冬馬鈴薯のみだったのが、稲作・夏・冬馬鈴薯となることで、農地の流動性が高められていくであろう。

4) 地代水準

次に地代水準について考察を加えておこう。第1は、伝統的小作と季節レントの小作料水準の差である。伝統的小作料水準は制度的に政府によって固定されている。カトマンズ盆地内の小作料水準は1ロパニ当たり約米1ムリであり、制度的水準から大きく逸脱するものではない。伝統的小作料水準は制度的に決定された小作料水準であり経済条件を反映していない。

一方、馬鈴薯耕作のための季節レントは、不完全ではあるが、農地の需給条件を反映して決定されている可能性が高い。上流部の灌漑条件のよいD-4の土地と条件の悪いG-1の土地の季節レントを比較してみよう。D-4は小作人が耕作している農地の中でもっとも条件のよい土地である。この実効地代はRs.2940になる。それに対して、

G-1の土地はRs.2040であり、約Rs.900の開きがある。

ガルバナラヤンによれば、上流の農地を耕作する農家は灌漑に関わる必要労働が少なく済むので、稲作作業の大半を小作が担い、地代として米100%を納入することは可能であるという。これに対し、下流部の農地を借地した場合、せいぜい米の収穫量の半分しか地主に納入できない。もし、下流部の農地を借地して地主に地代として米100%を納入した場合、小作人の経済的メリットは皆無に等しい。下流部では稲作においても夜中に水を引かなければならない。このことは、アディアの契約形態の場合には、地代水準の決定に際して馬鈴薯の耕作条件のみならず稲作の灌漑条件ないしはコストが加味されていることを示唆している。小作人が借地で米を作って生産物を地主と折半している場合には、純粋にこれを馬鈴薯栽培の地代とみることはできない。米の作付条件も考慮に入れて地代が決定されているのである。地主と小作が収穫物を折半していること自体リスクシェアの機能をもつものであり、アディアとデバの契約形態が有する経済的機能は質的に異なる。アディアは現物地代でありデバは貨幣地代である。また、アディアは刈分小作であるのに対してデバは定額小作である。灌漑リスクの低い上流部でデバ、逆に高い下流部でアディアが生じてくる可能性が高い。

借地の獲得をめぐるのは小作人どうし競争しあう場合もある。所得確保のために馬鈴薯生産したいという強い意志がみられる場合、農地の獲得をめぐるのは小作人どうしが競争しあい高い地代を提示する。これは、R-4の事例である。この地主に対して、Rs.2500で借地したいと申し出ていた小作人がいたにもかかわらず、ランバクタがそれよりも高いRs.3000の付け値を提示して契約を成立させている。

D-3の小作と地主の関係も興味深い。このケースは季節レントの継続的關係を保つために小作人がプレミアムを支払っているケースである。ロパニ当たりの収量を5ムリ=300kg、粳米の平均価格をRs.15/kg、粳米の歩留まり率を60%として、現物地代を貨幣価値で換算すればRs.2700であり、通常的地代Rs.1500（灌漑可能で馬鈴薯

2 回栽培可能) よりも Rs.1200 高い。この小作の場合、地主からの稲わらと一部肥料の現物支給をそれぞれ Rs.500~600, Rs.60 としてこの格差を調整しても、実効地代は Rs.640 高いことになる。小作人にとってはメリットの少ない契約形態である。小作人は、他の小作料水準と同等の Rs.1500 キャッシュにしてくれと申し出れば耕作権を失うと考えている。高い地代を払ってでも農地を確保したいという小作人の要望が強く、地主に地代水準の引き下げを求めないという。少々高い小作料を支払ってでも農地を確保したいという小作人の強い意向がよみとれる。さらに、この地主は4年前まで米1ムリを返してくれたが現在は返してくれない。これは地代水準の上昇を意味していると考えられる。それにもかかわらず、小作人は灌漑条件のよい土地ということもあって譲歩しているのである。

農地番号 D-4, D-5, R-1, R-2 のように地主と小作が親類関係にある場合には地代を高く支払う傾向が見受けられる。R-1, R-2 は他の土地と比べてかなり実効地代が高くなっている。さらに、実効地代を引き上げている要因として、耕起作業や収穫作業など、現金地代以外の作業が影響している。R-1 は現金地代以外に地主の米の収穫作業を請け負っており、R-2 は稲作のための耕起作業と夏・冬馬鈴薯それぞれを1パケットずつ地主に提供している。地主が小作人の親類である場合、いわゆる”サービス労働”としての耕起作業や収穫作業をする必要が出て、実効地代を引き上げている。その一方で小作人の側も農作業の昼食代金をもらったり (D-4)、冬馬鈴薯の貯蔵場所などの便益 (D-5) を受けている。正

確な実効地代を計算するためにはこれらのサービスを貨幣換算する必要がある。

5) 借地の契約

農地の貸借はここ4~5年に起こっているが、土地貸借の契約は小作から持ちかけたケース、地主から声をかけられたケース、小作が耕作している農地の近くの農地を集積してゆくケース、地主と小作が友人関係にあるなど多種多様である。土地市場を通じて農地を借りるというよりも、借地のきっかけは、親類や友人などが目立つ。D-1の地主は7年前からこの土地を耕作していなかった。小作人は以前から地主を知っており、その農地を貸してくれないかと申し出た。D-5の農地は自分が耕作している農地 D-4 に隣接していたため借り入れることになった。地主と小作が親類関係にある農地賃貸借は更新され続ける可能性が高い。

4. 小作人の労働力調達

ディレンドラ家は25.5ロパニの農地を耕作している。25.5ロパニもの農地を耕作するためには家族労働力以外の農業労働力に頼らざるを得ない。家族人員以外の労働力を調達する方法として雇用労働力があるが、それ以上に重要なのが、11戸の農家間で協力し合う結い・手間替えと呼ばれる労働力交換である。本節ではこの労働力交換について述べる。

ディレンドラの世帯は、祖母(95)、父(65)、母(51)、長女(26)、長男(23)、長男の妻(22)、長男の息子(3)、次男(20)、三男(17)の9人家族である。このうち、農業の基幹労働力は長男(23)と母(51)、長男の妻(22)である。父(65)は、2度の交通事故で肉体労働はできず水番などの軽い仕事をこなす。17歳の三男はサク村の高校に在学している。授業は朝6時から10時までであり、それ以外の時間は農業を手伝う。次男はサク村の紅茶関係の仕事に就きながら、馬鈴薯の肥培管理作業を担う。祖母(95)と長女(26)は農業に従事しない。長女はセーター編みの副業と家事を任されている。

ディレンドラのケースでは、労働力交換では、長男と母が中心的役割を担う。男性労働力の労働

表2 ディレンドラ家における農業労働の役割分担

家族	労働分担
祖母(95)	
父(65)	農業補助(水番)
母(51)	農業基幹(種いもの植え付け)+労働交換(主)
長女(26)	家事、セーター編み
長男(23)	農業基幹+労働交換(主)
長男の妻(22)	農業補助+労働交換(副)
次男(22)	農業補助、兼業(勤務先はサク村)
三男(17)	農業補助、高校生+労働力交換(副)

註) 2004年ネパール、サク村の農家調査による。

力交換として長男、女性労働力の交換として母が一家を代表する。しかし、他の農家との等価労働力交換を図るためには、長男に加え他の家族員の労働力も提供しなければならない。この種の調整人員としての役割を担うのが三男、長男の妻である。彼らは必要に応じて他の農家のために働く補助的労働力交換要員としての役割を担う。自家農業に加え、労働力交換要員として長男の労働力がきわめて重要な役割を担っている。

労働力交換の有する経済的メリットの第1は、農業労働力の調達費用が農業雇用労働市場からの調達と比較して低いことである。労働力交換参加農家11戸分に相当する労働力を労働力市場を通じて調達することは困難である。天候や作物の生育状況、病虫害の発生状況に応じて肥培管理労働が左右される。こうした状況に応じて瞬時に農業労働力を農業労働市場で調達するとすると相当な費用がかさむことが予想される。また、労働力交換を結んでいれば賃金支払いのキャッシュが必要ないことも大きな魅力と推察される。

第2は農業労働のモニタリングコストを抑えることができることである。労働力交換を結んでいる農家は全部で11戸である。これら11戸の農家は長年に渡って労働力交換を行ってきており、農作業の合間には必ず皆で濁酒を飲み食事を共にしているお互い信頼できる間柄である。相互扶助的機能をも有するものである。機会主義的な行動に走ることはなく労働のモニタリングコストを低く抑えることができる。

第3は、農業就業機会の平準化効果である。労働力交換の関係を結ぶ農家どうし、労働力を等価交換するのであるから、すべての農作業をはじめから自分の家族労働力で完結しても同じことと考えられる。むしろ、労働力交換の大きな利点は、作物の生育状況に併せて一気に農作業を完結することである。労働力交換に参加している11戸の農家間で農作業が競合しないから労働力交換が成立するのである。ディレンドラの圃場は上流から下流に渡って多様な位置に分布しており、適期作業時期の分散を図ることができる。労働力交換に参加している農家の経営耕地面積は等しくないため供出労働力に格差が生じるが、年間ないしは数カ年を通して等価交換が保証されるように出役を

調整する。それでも調整できない場合には金銭で精算することもある。賃金率は、午前10時から午後6時までで男性Rs. 130, 女性Rs. 60, 午前6時から9時までで男性Rs. 70, 女性Rs. 30が相場である。

ガルバナラヤンも5～6戸で労働力交換している。全仕事量の約半分を労働力交換でまかなっている。彼の場合耕作規模が小さく、労働力交換を結ぶ農家数も少なくなる。家族労働はじめ労働力交換によっても農業労働力需要をまかないきれない場合には、サク村周辺のパルバリ地区や近隣のラプシフェディVDCからグルン、タマン、チェットリなどネワール以外の民族が農業労働者として雇われる。

5. おわりに

本論文では、カトマンズ盆地の代表的馬鈴薯産地であるサク村を対象として馬鈴薯生産の農地貸借の実態を明らかにすることを課題とした。地代水準、地代の支払い形態、農地貸借の契約条件を明らかにすることが調査の目的であった。

農業の後継者が、非農業部門での就業先を確保しカトマンズやバクタプールに移住したり、村内で商店経営などの非農業部門での所得獲得に力を入れるようになると、農業を営み続けることが次第に困難になる。農家が安定した兼業先を確保するにしがたがって、これらの家計は農業労働力の不足のため農業部門を縮小し農地を貸し出すようになる。こうした兼業化に加え、1997年の二重土地所有制の廃止が農地の供給行動にいかなる影響を与えているかは定かではない。

ほとんど自作地をもたなかった農家が、上記の農地を借用し馬鈴薯を栽培していたことが事例調査で明らかになった。借地農家は、自作地をほとんどもたないか、たとえ伝統的小作によって耕作地を確保していたとしても、それは灌漑条件にめぐまれず甚だ農地としては条件が悪かった。両親から独立し農地を相続していない場合も借地によって生計を立てるしかなかった。農業でしか生計を立てざるを得ない農家家計は、借地によって所得の増加を図るしかない。

本論文の事例農家の分析によれば、小作自らが、従来耕作放棄されていた農地を掘り起こし、地主

に借り入れを申し出るなど、農地資源に恵まれなかった小作にとって農地を確保することの重要性が明らかになったのではないかと考える。ただし、農地の賃貸を結ぶパートナーは親類関係、友人関係が多く散見され農地の取引に関する情報が完全とは言い難い。

馬鈴薯用農地の賃貸借制度には2つの形態がみられた。第1は、アディアである。アディアは刈分小作であり、米収量の2分の1を地主に納入し夏馬鈴薯、冬馬鈴薯の栽培のために農地を借用する制度である。

第2はデバである。デバは馬鈴薯の借地のために現金地代を支払う形態である。灌漑条件のよい農地のデバの地代相場は約Rs. 1500/ロパニであり定額地代である。政府が定めている伝統的小作の制度地代に比べてその水準は高く分散も大きい。実効地代を計算してみると農地ごとに大きな差が認められた。米の収穫作業や耕起・整地作業を請け負うか否か、稲わらを受け取るか否かによって地代にバリエーションがある。

馬鈴薯栽培の季節レントは農地の需給を反映した実勢地代と考えられる。ただし、灌漑条件など個別農地の条件が多様かつ不均一であることが、地代水準がばらつく要因であろう。個別農地の条件として、もっとも重要視されているのが灌漑条件である。灌漑条件の悪い借用地の地代水準はRs. 1000/ロパニと低かった。デバを生じさせている直接の要因は、稲作と馬鈴薯の労働集約度の違いにある。地主は兼業化に伴い就業先の比重を非農業部門に移しつつも、稲作部門は何とか耕作可能である。しかし、労働集約度の高い馬鈴薯は可能ではなくなるため季節レントが生ずることになる。

以上、アディアとデバという契約形態の併存理由を明らかにすることはできなかったが、兼業化とともに農地がその賦存量の少ない小作農家に移動し、彼らが馬鈴薯を作ることによってより豊かになるという連鎖の一端が事例調査を通じて明らかになったと考える。土地なし農家が土地を借り入れ馬鈴薯を栽培することによって自ら農業就業機会を拡大できることの意義は大きいといえる。

(註1) これまでわれわれは稲作の後作の馬鈴薯を夏馬鈴薯、さらにその後の馬鈴薯を冬馬鈴薯と呼ぶ。米収穫直後の夏馬鈴薯は8月から11月にかけて栽培される。冬馬鈴薯は12月末から翌年4月にかけて栽培される。

(註2) 松井〔12〕は、ネパール・カトマンズ盆地サク村を対象とし、その教育水準について明らかにした。調査は、2003年11月上旬に実施した。サク村は、バジラヨギニ (Bajrayogini)、プクラッチ (Puclachhi)、スントール (Suntol) の3つのVDC (Village Development Committees: 農村開発委員会) からなる。それぞれのVDCは857, 583, 717の世帯を有する。各VDCは、それぞれ9つのワード (ward) に分かれている。各VDCから、居住地域であるバジラヨギニのワード3と5の計65世帯のうち60世帯、プクラッチのワード7と8の計90世帯のうち75世帯、スントールのワード1と4の計68世帯のうち56世帯を抽出した。調査方法は、村の住人を4人カウンターパートとして雇い、各世帯を訪問して、世帯構成員の一人に聞き取り調査を行った。総計191世帯1,122人に対して調査を行い、うち1,111人のデータを用いた。調査より、教育の普及は急速に進んでおり、中学校卒業者の割合で見ると、70代1.6%、60代8.2%、50代18.6%、40代32.3%、30代60.9%、20代79.8%となっていることが分かった。また5歳から15歳までの者の人数に占める就学者の割合は、男子100%、女子98.9%である。20代の学歴に着目すると、小学校卒業者は93.1%、高校卒業者は63.2%、大学の学部課程入学前の機関であるIntermediateとそれに相当する10+2の卒業者は19.5%、大学の学部課程卒業者は2.5%、修士課程卒業者は0%であった。

(註3) 松浦〔13〕は、ネパール・カトマンズ盆地サク村を対象とし、その就業構造を明らかにした。調査時期・方法は松井〔12〕と同様である。ネパール全土の経済活動人口に占める農林水産業従事者数は93.0%であるのに対して、サク村の全就業者に占める農業就業者は55.2%であった。所得の農業依存度の高い世帯ほど、1人当たり年間所得は低いという結果を得ている。

(註4) Hayami and Kikuchi〔19〕は、東南アジア農村内部で見られる制度の変容は、急激な人口増加や農業の技術革新など社会的状況の変化に対して、人々が経済合理的な行動で対応した結果であり、農村の変化は経済理論で分析可能なことを示した。福井〔4〕は、途上国の刈分小作制度の存続要因をゲーム理論の枠組みで分析し、刈分小作制度は

効用の最適配分を達成し、効率的土地利用を可能にすることを論証した。この分析は小作制度の実態を十分に把握した分析ではなかったため、地域ごとに異なる制度の実態を把握することが今後の課題として残された。大塚〔15〕は、刈分小作制度に関するさまざまな実証研究を比較検討し、刈分契約による地主小作間の取引費用の節約を背景として、資源配分・リスク分担において効率的であるとした。梅原編〔18〕では、東南アジア諸国における土地制度・小作制度の実態と変化が、事例分析により示されている。ただし、これらの研究が対象としているのは主にインドネシア、フィリピンといった東南アジア諸国であり、南アジアのネパールにおける土地貸借・小作制度を対象とした研究は数少ない。

(註5) ネパールの土地法は、1957年に最初に公布されてから数回にわたる改正を経て、1964年に土地改革法として制定された。その内容で土地所有権に関する規定は、主に以下の3点があげられる。第1は、土地所有面積と小作面積に上限が与えられたことである。土地所有の上限は、カトマンズ盆地では50ロパニに設定された。その上限を超えた土地は政府により買い上げられ、売却されるか、または再分配された。再分配の対象は、その地主の小作人、親類、隣接する土地の地主、またはその他の小作人などであった。第2に、小作人に小作権が保障されたことである。小作権の保障によって永久小作権を与えられたのは、当時その土地を耕作していた者である。継続して土地を耕作し、地代を支払い続ける限り、小作人の耕作権は保障された。また、小作人は土地の1/4の所有権を与えられた。そして第3は農地の地代に上限が与えられたことである。地主が小作人に不当に高額な地代を要求し、支払い不可能になった小作人を強制的に追放することを禁止するために設けられた。

(註6) 1ロパニは約0.051haである。

(註7) 米1ムリは初換算で60kg。ムリはパティとともに容積の単位である。1パティは8マナ、1ムリは20パティである。1マナは0.57リットル、1パティは4.55リットル、1ムリは90.92リットルである。また、アウル、ドゥエム、シーム、チャールは農地の豊度を意味するネパール語で、この順に豊度は低下する。

(註8) バリ (Bhari) は灌漑不可能な土地 (Upland) のことで、これに対してケート (Khet) は灌漑可能な土地 (Lowland) を意味する。

(註9) Rs.1=約1.51円

(註10) これはムルパニ VDC の馬鈴薯栽培における灌漑条件とまったく同じである。

(註11) 例えば、後述の D-3 の地主はサク村で雑貨商店を営む地主の例がある。約60ロパニ (約3ha) は伝統的小作制度下にある。17ロパニ (0.86ha) をサク村に所有し、うち14ロパニは伝統的な小作、3ロパニは農地賃貸借である。

(註12) ある小作人が、地主に金を貸し、本来ならば利息を受け取るはずであるがこれを受けとらず農地の耕作権を得ているケースも見受けられた。地主が小作人に借金を返済し終わるまで借地は続く。

(註13) ダルニは重さの単位である。1ダルニは2.4kg、1ダルニは12パオで、1パオは約200gである。

(註14) 近年では耕耘機の普及に伴って、小麦のための耕起作業のほとんどは耕耘機で行われる。ただし、耕耘機が入れる土地に限定される。耕耘機が入れない棚田は人力で耕起される。小麦のために通常2回耕起する。耕起作業2回の合計時間は1ロパニ当たり1.5時間である。賃耕料金は1時間当たり約Rs.180である。これを人力で行えば、1ロパニ当たり男性3人、女性3人で9日かかる。男性の1日の賃金率をRs.130、女性のそれをRs.65とすれば、人力を使った場合の耕起作業のコストはRs.585であり、耕耘機を使った場合よりも高くなる。

引用文献

- 〔1〕 Anita Manander, Fumio Osanami, and Takumi Kondo, Intensification of Cropping Pattern and Labor Use in Sankhu Village, The Review of Agricultural Economics, Hokkaido University, 2002, 207-220.
- 〔2〕 Champak, P. Pokharel, Economics of Agriculture Technology Transfer: A Case Study of Sankhu Village of Kathmandu, Nepal, Doi, Tokihisa eds., Preliminary Report on the Nepalese Agriculture Development: from the View Point of Foreign Aid and Technology Transfer, Department of Agricultural Economics, Faculty of Agriculture, Hokkaido University, 1996 Sep. mimeo, pp. 36-45.
- 〔3〕 Devendra, P. Chapagain, Land and Agriculture: World Conservation Union (IUCN) Nepal National Strategy for Sustainable Development (nssd) Status Review and Dialogue, 2001, pp. 31-36.
- 〔4〕 福井清一『互酬の刈分小作制度の経済分析』, 大明堂, 1984.
- 〔5〕 Ichio Sasaki, Actual Situation of Limited Access

- to Land and Cropping Intensity in Sankhu Village of Kathmandu Valley, Doi op cit, pp. 77-83.
- [6] 近藤 巧・長南史男・アニタマナンドール「ネパール・カトマンズ盆地における馬鈴薯生産の展開と灌漑」『農経論叢』59巻, 2003, pp. 127-142.
- [7] 近藤 巧・長南史男・マナンドールアニタ・土井時久「水資源の効率的利用ーネパールの小規模灌漑システムの事例ー」『2000年度日本農業経済学会論文集』, 2000, pp. 301-303.
- [8] 近藤 巧・長南史男・黒河功「地域公共財の供給メカニズムーカトマンズ盆地サリナディ灌漑システムのケーススタディー」『農経論叢』60巻, 2004, pp. 1-18.
- [9] Mahesh C.Regmi, *Landownership in NEPAL*, ADROIT PUBLISHERS, 1999.
- [10] Mahesh C.Regmi, *NEPAL-An Historical Miscellany* -, ADROIT PUBLISHERS, 2002.
- [11] Mahesh C.Regmi, *Thatched Huts & Stucco Palaces -Peasants and Landlords in 19th Century Nepal* -, ADROIT PUBLISHERS, 1999.
- [12] 松井梨絵「ネパール農村における教育普及に関する研究ーカトマンズ盆地サク村を対象としてー」, 北海道大学農学部農業経済学科卒業論文, 2004.
- [13] 松浦志奈乃「ネパール農村の就業構造に関する研究ーカトマンズ盆地サク村を対象としてー」, 北海道大学農学部農業経済学科卒業論文, 2004.
- [14] 中谷博枝「ネパールの土地制度の変容」『歴史学研究』, 第734号, 2000.
- [15] 大塚啓二郎「分益小作制度研究における理論と実証」『経済研究』, 第36巻, No. 1, 1985, pp. 75-84.
- [16] 長南史男・土井時久・近藤 巧・Anita Manandhar「ネパールの農業発展と小規模灌漑システム」『農経論叢』53巻, 1997, pp. 125-137.
- [17] Sudil Rai, *Impact of Potato Cultivation on the Livelihood Strategy of Sankhu*, a master thesis, Central Department of Geography, Tribhuvan University, 2004.
- [18] 梅原弘光編『東南アジアの土地制度と農業変化』, アジア経済研究所, 1991.
- [19] Yujiro Hayami, and Kikuchi Masao, *Asian Village Economy at the Crossroads -An Economic Approach to Institutional Change-*, University of Tokyo Press, 1981.